

橋本市新庁舎整備基本構想

検討案

令和 8 年 月

橋本市

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 基本構想の策定にあたって.....	1
(1) 基本構想策定の背景と目的	1
(2) 基本構想の位置づけ・上位関連計画	2
第2章 現状と課題.....	5
1 現庁舎の概要.....	5
2 現庁舎の課題.....	8
(1) 建物・設備の老朽化.....	8
(2) 庁舎スペースの狭隘化	10
(3) 建物や窓口の分かりにくさ	11
(4) ユニバーサルデザインなどの対応不足	12
(5) 駐車場の不足・使いにくさ	13
(6) 防災対応など安全面の機能不足.....	14
(7) 高度情報化への対応不足	15
3 新庁舎整備の必要性	16
4 関連施設の現状・課題	17
第3章 新庁舎整備の基本方針.....	
1 前提となる考え方	
2 新庁舎の基本理念・方針.....	
3 集約・複合化の方針	
第4章 新庁舎の機能・概略規模.....	
1 新庁舎の基本機能	
2 集約・複合施設の基本機能.....	
3 想定される概略規模の設定	
第5章 新庁舎の建設位置.....	
1 候補地の抽出.....	
2 評価項目・評価方法	
3 候補地の比較・評価	
第6章 新庁舎整備の進め方	
1 事業手法の整理.....	
2 概算事業費・財源の考え方	
3 概略事業スケジュール	
4 今後の検討の進め方	

別紙資料

第1章 はじめに

1 基本構想の策定にあたって

(1) 基本構想策定の背景と目的

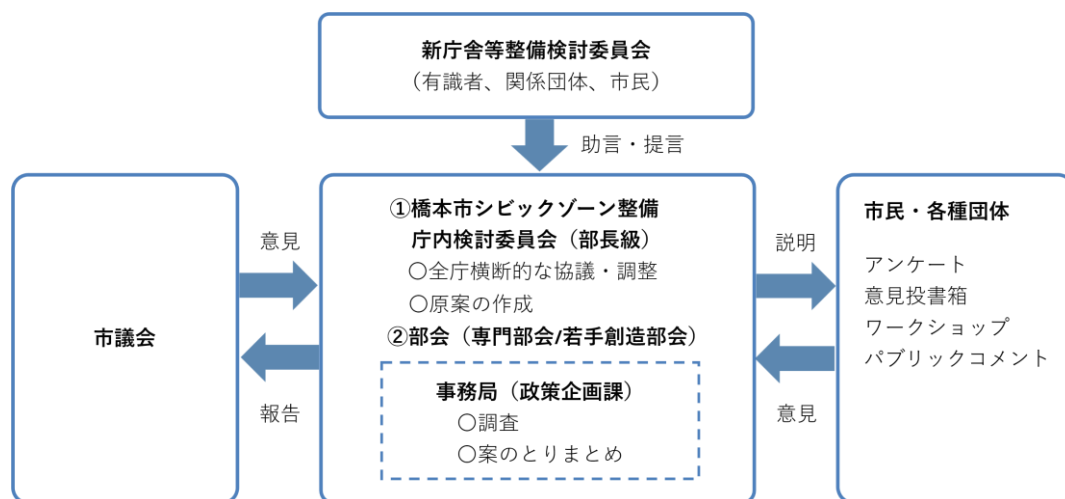
橋本市役所の本庁舎は昭和 32 年度に建設されてから 60 年以上が経過し、建物・設備の老朽化をはじめ、相談・待合スペースの不足、駐車場スペースの不足や来庁者動線に課題を抱えています。また、本庁舎に近接する本庁舎北別館、市民会館、教育文化会館は築 50 年以上経過しており、市役所周辺の老朽化した公共施設なども含めた再編、再整備の検討が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成 30 年度に策定された「橋本市長期総合計画後期基本計画」において、「市内公共施設の老朽化が進行していることを踏まえ、市民のニーズや財政的負担も勘案しながら、市役所庁舎の建て替えの在り方について検討を行う。」という方針を示しました。また、「橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」では、「老朽化の著しい庁舎等については、令和 15 年度の新庁舎への移行を目途に、新庁舎及び周辺整備に向けた検討を行うこととする。」という方針を示しました。その後、令和 6 年度には「橋本市シビックゾーン整備庁内検討委員会」を設立し、将来の庁舎等のありかたについて検討を行いました。

この「橋本市新庁舎建設基本構想」（以下「基本構想」という。）は、これまでの検討経緯を踏まえながら、現状の課題や将来の市民ニーズ、社会的要求を念頭に、本市の新庁舎のありかたについて検討し、その内容を取りまとめるものです。

なお、基本構想の策定にあたっては、外部の有識者や市民等で構成される「橋本市新庁舎整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）、職員により構成される「橋本市シビックゾーン整備庁内検討委員会等」（以下「庁内検討委員会等」という。）を設置し、また、市民・職員アンケート及び各種団体へのヒアリングを実施するなど、市民をはじめとする利用者の意見や要望を十分に踏まえながら専門的な検討を行います。

<策定体制図>

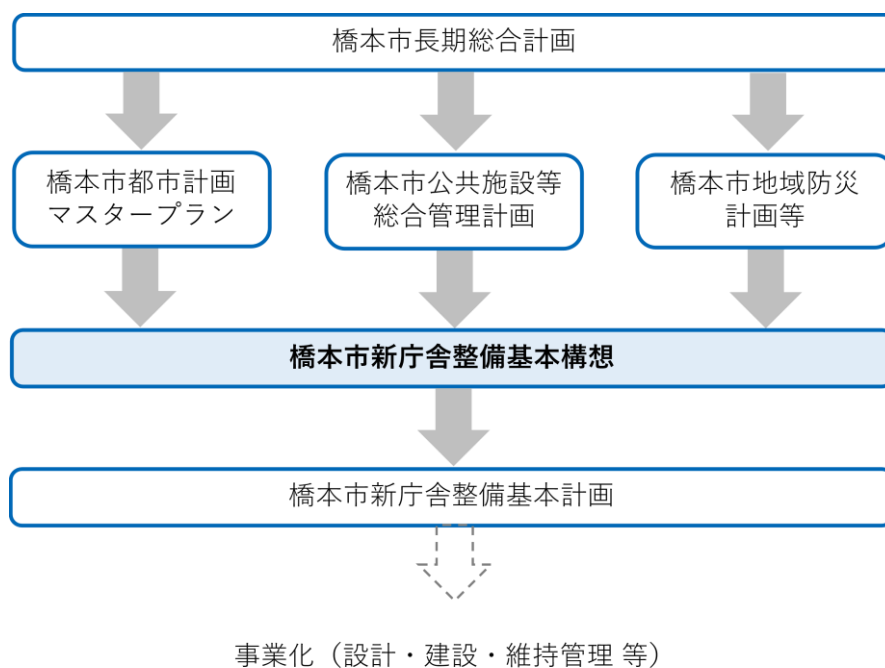


（２）基本構想の位置づけ・上位関連計画

基本構想は、以下に示すとおり、今後新庁舎の整備を進めていくうえでの基本的な指針となるものです。そのため、今後新庁舎の整備を進めるにあたっては、本市が掲げる各種計画との整合を図ることを前提とします。

基本構想は、具体的な内容として現状の課題や将来の市民ニーズ、社会的要求を念頭に、望ましい新庁舎のありかたや目指すべき方向性を、基本理念・基本方針として整理します。さらに、新庁舎と他の施設との集約・複合化や新庁舎の建設位置について検討し、今後具体的な施設計画を進める際の前提条件、基本的な方針を示します。なお、次のステップとなる基本計画では、基本構想を基に、より具体的な施設計画や、事業化に当たって必要となる諸条件を検討することを予定しています。

< 基本構想の位置づけと関連計画 >



＜主な上位・関連計画＞

計画	概要・庁舎整備に関連する記載内容
橋本市長期総合計画後期基本計画 (第2次) (2018年～2027年)	【概要】 今後の市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針であり、個別の計画や施策の基本となるもの 橋本市の将来像を以下のように設定している。 「人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本」 【関連する記載内容】 ・都市の中心として行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図るエリアを『都市拠点』として市役所周辺（シビックゾーン）に配置します。 ・市内公共施設の老朽化が進行していることを踏まえ、市民のニーズや財政的負担も勘案しながら、市役所庁舎の建て替えの在り方について検討します。
都市計画マスタープラン (第2次) (2023年～2032年)	【概要】 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設等について、総合的かつ一体的に定める計画であり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を参考に、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。 まちづくりの3つの目標を以下のように設定している。 ① 骨格・市街地づくりを進め、活力のある安全で持続可能な都市づくり ② 住みたい住宅都市としての価値づくり ③ 地域資源の活用と広域連携の都市づくり 【関連する記載内容】 ・老朽化が進む市役所の整備については、北別館、教育文化会館、市民会館なども含めてシビックゾーン※の再編、再整備を検討し、市民ニーズ、賑わいの創出及び防災面を念頭に、建て替え、移転等も含め調査・研究を進めます。 ※本市では市役所、教育文化会館、市民会館、保健福祉センター等の公共公益施設が集積する地区をシビックゾーンと称している。 ・災害発生時に指令・拠点機能を十分に発揮するため、市役所の建て替え、移転等を検討する際には十分な防災機能を有したものとなるよう取組めます。 ・市役所庁舎の建て替え、移転等については、周辺の公共施設等の更新と合わせて、防災対策や地球温暖化対策などにより、持続可能な都市づくりの中心となるゾーンとするための調査・研究を進めつつ基金の積立を行います。
橋本市公共施設等総合管理計画 基本方針編 (2015年～2044年)	【概要】 将来の人口減少や市民ニーズの変化を見据えて、効率的かつ効果的に公共施設を活用し、持続可能な財政運営を可能とするため、インフラを含む公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための計画。 【関連する記載内容】 ・老朽化の著しい庁舎等については、令和15年度の新庁舎への移行を目途に、新庁舎及び周辺整備に向けた検討を行うこととする。 ・窓口機能のワンストップ化やICT化、余裕スペースの市民への開放など市民の利便性向上などについて検討する。 ・今後も存続すべき施設については、長寿命化や防災拠点として安全の確保を図るため、予防保全型へ転換します。

＜主な上位・関連計画＞

計画	概要・庁舎整備に関連する記載内容
橋本市公共施設等総合管理計画 個別方針編 (2015 年～2044 年)	【概要】 「橋本市公共施設等総合管理計画基本方針編」で示した基本方針に基づき、施設ごとに具体的な方向性と実施事項を定めた計画。 【関連する記載内容】 ・ 本庁舎、北別館、市役所立体駐車場、教育文化会館(中央公民館)、保健福祉センターは令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間公共施設として保有し続ける。
橋本市地域防災計画 (平成 28 年度)	【概要】 防災関係機関が処置しなければならない本市の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したもの。
	【関連する記載内容】 ・ 学校、公民館、病院、庁舎等の多人数を収容しうる建築物においては、災害時の避難収容場所や救護施設として使用されるため、これら施設の耐火性の強化促進に努めるとともに、次のような防災機能の充実に努める。 (ア) 既存木造建築物の不燃化・耐震化を図る。 (イ) 防火水槽等を設置し、水利を確保する。 (ウ) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。 (エ) 消防法の規定に基づき、消防用設備等及び特殊消防用設備等の整備をする。 (オ) 2 階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空き地を確保する。 【関連する記載内容】 ・ 警戒本部は、市庁舎内 2 階危機管理室に置く。危機管理室は、本部及びその周辺に、次の設備等を準備するとともに、いきいき長寿課、福祉課及びこども課とも常時連携し、関係部署に避難行動要支援者住区別リストの準備を行う。 ・ 市本部（災害対策本部）は、原則として市庁舎内 2 階市長応接室に置く（災害警戒本部からの移行）。ただし、市庁舎被災時には、市消防本部 3 階会議室に置く。

第2章 現状と課題

1 現庁舎の概要

現在の橋本市役所は庁舎機能が分散しており、本庁舎の他に、近接している北別館、上下水道庁舎、教育文化会館、保健福祉センターの4つの建物に配置されています。また、本庁舎と教育文化会館、橋本市民会館は、連絡通路で接続されており、動線が複雑になっています。さらに駐車場スペースは、不足しているとともに、分散して配置されている状況です。

<建物概要>

施設・建物名称	建設年度	築年数	構造	階層	延床面積	敷地面積	備考
①本庁舎	昭和32年度 昭和44年度	67年 55年	RC造	地上3階 地下1階	4,895㎡	14,393㎡	耐震補強済み 昭和44年度に本庁舎北側を増築 平成11年度にEV棟を増築
②本庁舎北別館	昭和42年度	57年	S造	地上1階	390㎡		耐震改修未対応
③上下水道庁舎	平成27年度	9年	S造	地上2階	458㎡		
④教育文化会館	昭和50年度	49年	RC造	地上5階	6,270㎡		耐震補強済み
⑤橋本市民会館	昭和43年度	56年	RC造	地上2階	2,352㎡		耐震補強済み
⑥保健福祉センター	平成24年度	12年	RC造	地上3階	5,887㎡	12,481㎡	

※ RC造…鉄筋コンクリート S造…鉄骨造





< 建物機能 >

施設・建物名称	市役所(庁舎機能)	他の公共施設(機能)
①本庁舎	・市長室、副市長室（市長応接室） ・危機管理室 ・総合政策部（政策企画課、秘書広報課、職員課、人権・男女共同推進室、地域振興室） ・総務部（総務課、財政課、税務課、市民課、生活環境課） ・健康福祉部（保険年金課） ・経済推進部（農林振興課、農業委員会事務局、産業振興課、シティプロモーション課、企業誘致室） ・建設部（都市整備課、まちづくり課、建築住宅課、農林整備課） ・出納室 ・選挙管理委員会事務局 ・固定資産評価審査委員会事務局 ・公平委員会事務局 ・監査委員事務局 ・議場、議会事務局、委員会室	・市税等収納窓口（紀陽銀行橋本支店橋本市役所派出所）
②本庁舎北別館	・総務部（環境美化センター） ・統計調査本部 ・入札室	—
③上下水道庁舎	・上下水道部（水道経営課、水道施設課、下水道課） ・水道サービスセンター	—
④教育文化会館	・教育長室 ・教育総務課、学校再編推進室、学校教育課、生涯学習課	・職員労働組合事務所 ・レストラン ・中央公民館（3階）各研修室、視聴覚室、幼児室 ・文化会館（2階、4階）大ホール、展示室等 ・図書館（5階）
⑤橋本市民会館	—	・大ホール ・ギャラリー ・会議室、和室 等

施設・建物名称	市役所(庁舎機能)	他の公共施設(機能)
⑥保健福祉センター	・健康福祉部 (福祉課、介護保険課、いきいき健康課〔地域包括支援センター〕、こども課、家庭教育支援室、子育て応援課〔旧：子育て世代包括支援センター〕)	・集団指導室、遊戯室、屋外遊技場、多目的ホール、調理室、栄養指導室 ・いきいきルーム ・市民活動サポートセンター ・ファミリーサポートセンター ・社会福祉協議会事務局 ・伊都地方休日急患診療所 ・伊都地方休日患者歯科診療所 ・橋本・伊都障がい者相談支援センター ・更生保護サポートセンター紀北伊都 ・伊都医師会事務局

2 現庁舎の課題

現庁舎の課題として挙げられる以下の7項目について、整理します。

＜現庁舎における主な課題＞

- (1) 建物・設備の老朽化
- (2) 庁舎スペースの狭隘化
- (3) 建物や窓口の分かりにくさ
- (4) ユニバーサルデザインなどの対応不足
- (5) 駐車場の不足・使いにくさ
- (6) 防災対応など安全面の機能不足
- (7) 高度情報化への対応不足

(1) 建物・設備の老朽化

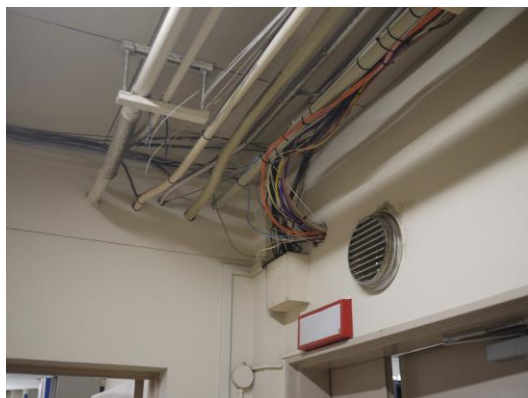
- 主に本庁舎の内壁仕上げ部分において、部分的にひび割れ（クラック）が確認されます。
- 庁舎のための OA フロア（二重床）が未整備であり、配線、床上に配線が露出しています。また、執務室では床仕上材がはがれている箇所があり、つまずきや転倒の原因になる恐れもあります。
- 庁舎内の天井には配線が露出している箇所があり、断線や劣化が進む可能性が高く、機器の故障や停電、さらには火災のリスクを引き起こす恐れがあります。
- 一部の天井には漏水跡があり、漏水による建物の劣化が進行する可能性があります。



床上配線の様子



天井の雨漏りの様子



天井や壁のむき出しの配管・配線

(建物の耐用年数について)

本庁舎は築 67 年（増築部分は 57 年）を迎える建物です。

以下に示す技術文献などから想定される、鉄筋コンクリート造（RC 造）建物の標準的な耐用年限は 60 年程度（「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会 著）」に示される鉄筋コンクリート造の主要な建物の目標耐用年数の範囲は 50 年～80 年）ですが、これは建物躯体（コンクリート）の設計強度や施工品質によるところが大きく、例えば 65 年の場合の躯体コンクリートの耐久設計基準強度は、標準水準として $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上を前提としています。

本庁舎の過年度の耐震診断における躯体コア抜き調査結果をみると、当初建物部分（築 67 年）の躯体強度は $16\text{N}/\text{mm}^2$ （設計では $18\text{N}/\text{mm}^2$ ）、増築部分（築 57 年）は $21\text{N}/\text{mm}^2$ （設計も同）となっていること、耐震診断時期（平成 19 年度）から現在まで 18 年が経過し躯体強度はより低下しているとみられることから、本庁舎の経過年数と耐用年数を考えると、躯体強度は低い状態であると考えられます。

< 建物の耐用年数・耐久性について >

以下の技術文献より、構造別の望ましい目標耐用年数（RC 造事務所用途、普通品質で 60 年以上）や、鉄筋コンクリート造の耐久性（一般～標準水準の期間として 65 年）が示されています。

■建築物全体の望ましい目標耐用年数（建築物の耐久性に関する考え方／日本建築学会より抜粋）

用途	構造種別	RC造・SRC造		S造			ブロック造 ・レンガ造	木造
				重量鉄骨		軽量鉄骨		
		高品質 の場合	普通の品質 の場合	高品質 の場合	普通の品質 の場合			
学校	Y _o 100以上	Y _o 60以上	Y _o 100以上	Y _o 60以上	Y _o 40以上	Y _o 60以上	Y _o 60以上	
官庁								
住宅								
事務所	Y _o 100以上	<u>Y_o 60以上</u>	Y _o 100以上	Y _o 60以上	Y _o 40以上	Y _o 60以上	Y _o 40以上	
病院								
店舗								
旅館	Y _o 100以上	Y _o 60以上	Y _o 100以上	Y _o 60以上	Y _o 40以上	Y _o 60以上	Y _o 40以上	
ホテル								
工場	Y _o 40以上	Y _o 25以上	Y _o 40以上	Y _o 25以上	Y _o 25以上	Y _o 25以上	Y _o 25以上	

注 1 躯体の目標耐用年数は、建築物全体の目標耐用年数以上とすることになっている。

注 2 Y_o60 の表示は、耐用年数の代表値を示す。（例：Y_o60 の場合：代表値 60 年、範囲 50～80 年、下限値 50 年）

■鉄筋コンクリート造の耐久性（日本建築学会による基準／JASS5 より抜粋）

- 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は、建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）（以下「JASS5」という。）で定義する耐久設計基準強度を、目標耐用年数 65 年ものにあつては計画供用期間の級（標準水準） $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、100 年ものにあつては計画供用期間の級（長期水準） $30\text{N}/\text{mm}^2$ 以上を採用することとしている。
- さらに、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄筋の最小かぶり厚さは、原則、建築工事共通仕様書に定める数値に 10 mm 割増しするほか、海に近接した建物は「JASS5」による塩害対策を施すこととしている。また、構造体の総合的耐久性として次の 3 水準を定めている。
 - ①一般（大規模補修不要予定期間として凡そ 30 年、供用限界期間として 65 年）
 - ②標準（大規模補修不要予定期間として凡そ 65 年、供用限界期間として 100 年）
 - ③長期（大規模補修不要予定期間として凡そ 100 年）

(2) 庁舎スペースの狭隘化

- 本庁舎では、仕切りのない窓口カウンターや、個室の相談スペースが不足している場所が多く、来庁者のプライバシーの確保の面において課題があります。
- 庁内の待合スペースや機能が十分に確保されていないほか、市民が気軽に滞在・交流できるスペースが不足している状況です。
- 本庁舎・上下水道庁舎の会議室が不足しているため、隣接する教育文化会館や市民会館の会議室で補っている状況です。急な会議や来客への対応が困難で、執務室内で打合せを実施せざるを得ないなど、サービス提供に影響が出ています。
- 本庁舎の倉庫・収納スペースが不足しているため、隣接する教育文化会館の倉庫や庁舎内で数か所に分散して保管されている状況です。



手続き窓口仕切りが無い場所



待合スペースのようす



会議室のようす



教育文化会館の倉庫に分散保管

(3) 建物や窓口の分かりにくさ

- 本庁舎は増築を重ねており、複雑な建物構成となっています。
- 本庁舎は入口が複数あり、2階では連絡通路で教育文化会館・橋本市民会館に接続しています。案内表示がほとんどないため、来庁者にとっては複雑で分かりにくい利用動線となっています。
- 本庁舎では、関連する窓口が離れている部門もあり、場合によっては来庁者のスムーズな手続きに影響があり、職員においても業務上の効率的な連携がとりにくい課題があります。
- 上記に加えて、保健福祉センターや教育文化会館など周辺施設にも窓口や部署が分散配置されているため、移動に負担がかかる状況になっています。



2 階の連絡通路



道路を挟んで立地する保健福祉センター

(4) ユニバーサルデザインなどの対応不足

- 本庁舎入口部分にはスロープが設置されているものの、屋根がないなど車いす利用者や視覚障がい者の来庁者が安心して移動できる動線になっていない状況です。
- エレベーターが設置（増築）されているものの、奥まった場所で分かりにくい動線となっています。
- 一般利用トイレでは洋式の数が不足しており、内部のブース扉や 洗面設備が古いなど、快適に利用できる環境になっていません。
- 授乳室やキッズスペースが設けられていますが、十分な授乳スペースや設備が確保されていない状況です。
- 本庁舎3階の議場は、傍聴席へのルートが狭い通路と急勾配の階段のみであり、誰もが利用できる環境になっていません。



屋根のないスロープ



古いトイレのようす



授乳室のようす



議場の傍聴席への経路

(5) 駐車場の不足・使いにくさ

- 庁舎の駐車場（駐車台数）が不足しており、分散配置となっているなど、車での来庁者に不便をきたしています。
- 手続の繁忙期や、隣接する教育文化会館等の施設でイベントが開催される際には満車状態になり、来庁者は周辺の離れた場所を探して駐車している状況です。
- 駐車場の通路動線や駐車マスなどもあまり余裕がない状況です。車庫入れ時に後ろの車が待たざるを得ないなど、利便性にも課題があります。
- バイクや自転車置場は、一定数はあるものの十分ではなく、設置場所についても利用者にとって分かりづらい状況です。



繁忙期で満車状態のようす



分かりづらい車路動線と駐車マス



駐輪場のようす

(6) 防災対応など安全面の機能不足

- 地下に電気設備が設置されており、災害時における浸水時の危険度が高いことから、基幹設備のある地階の電気室等が浸水した場合、全館の電気・空調等が機能不全となる恐れがあります。また、電気設備と水道設備が隣接しており、危険性が高くなっています。
- 庁舎機能の分散化により、非常時の職員招集に時間を要し、円滑な情報共有・指示に支障を来すことが考えられます。さらに庁舎内の狭隘化によって、情報収集・指揮統制や現場対応の控室、資機材保管などの各種対応スペースが不足しているなど、頻発に起こる各種災害に対して、スムーズな災害対応を行うための施設機能面の課題があります。
- 本庁舎や教育文化会館は、これまでに耐震改修工事を実施済みであり、必要最低限の耐震性は確保されています。ただし、庁舎建物は非常時の災害対策拠点として重要な役割を果たす必要があります。本庁舎の耐震改修後のIs値は0.7以上を満たしていますが、より望ましい耐震基準(Is値0.9以上)までは満たしていない状況です(下表参照)。

(参考)

■旧耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準のこと。
同年6月1日以降の建築確認において適用されている基準を新耐震基準という。

■構造耐震指標 Is 値について

構造耐震指標に用いるIs値は、地震力に対する建物の強度、靱性を表すもので、建物形状や経年劣化を考慮した指標として、建築物の階ごとに算出する。

<参考：構造耐震指標 Is 値についての評価>

構造耐震指標 (Is 値)	震度 6～7 程度の地震に対する Is 値の評価
Is 値が 0.6 以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い。
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある。
Is 値が 0.3 未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年 国土交通省告示第184号)

■庁舎に求められる Is 値

一般の建物では0.6以上が必要となっているが、特に重要な防災拠点として機能する庁舎は、**一般建物の概ね1.5倍(Is値=0.9)以上が必要**とされている。(国土交通省 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準より)

(7) 高度情報化への対応不足

- 現在の庁舎では、情報設備の配線が自由に行える OA フロアではないため、通信インフラの配線自由度の低さなど、座席配置の変更がしにくい執務室となっています。
- 今後、行政事務やサービスの DX 推進を図っていく上では、機器類の最適配置や執務レイアウトの変更に柔軟に対応できる環境や文書類の削減・整理によるペーパーレス化の促進も必要になります。
- また、社会情勢の変化に応じた効率的な行政サービスのあり方として、利用人数に合わせた可変性のある会議室、オンライン協議を行う打合せ室やブースなども求められています。手続きのデジタル化の推進や職員の働き方改革への対応も考慮すると、現在の庁舎はこれらの情報化や働き方に見合った環境となっていない状況です。



レイアウトの変更に対応しづらい執務空間



書類や物品があふれ動きにくい執務室

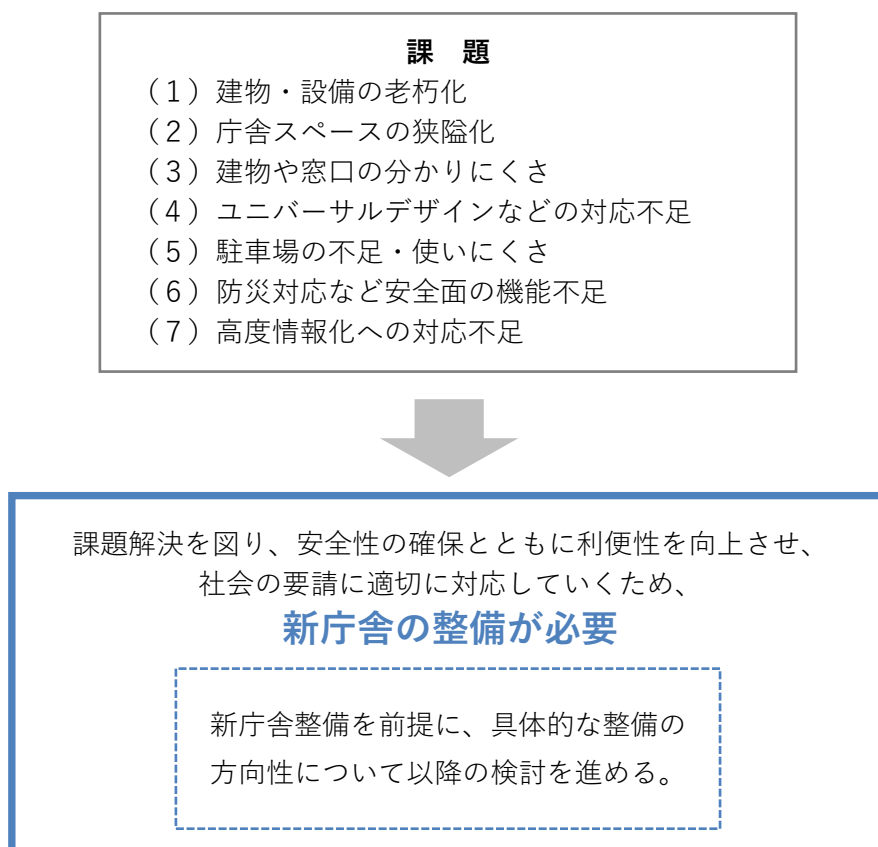
3 新庁舎整備の必要性

これまでの庁舎整備は、耐震改修をはじめ、部分的な設備改修や更新など、局所的な課題解決として、現庁舎の建物をベースとした検討、対応を図ってきており、過年度においても、新庁舎の整備に向けた庁内検討に着手したところです。

前項に整理したとおり、現在の本庁舎等は築67年（増築部分は57年）を経過しつつあり、老朽化や建物躯体の寿命、狭あい化をはじめとする各種課題は、抜本的な建物の構造・規模等に起因する大きな問題であり、これまで同様の改修対応では解決が困難です。

また、近年頻発する災害への対応として、これまで以上に公共施設の安全性が重視されていることや、多様化する社会構造や生活スタイル、働き方の変化など、時代の要請に適切に対応できる市民サービスの提供が必要であることから、これらの実現に向けて、新庁舎の整備を前提に検討を進めていくこととします。

なお、新庁舎の具体的な整備の方向性については、第3章以降で検討を行います。



4 関連施設の現状・課題

公共施設等総合管理計画において、公共施設マネジメントを推進する上での基本目標（①健全な都市経営と施設維持、②安心安全な公共施設、③公共サービスの維持）を達成するため、公共建築物の基本原則の一つとして「施設の集約化・複合化」を掲げています。

今回の新庁舎整備にあたっては、公共施設全体の最適化を意識し、庁舎機能の集約化、庁舎と他の公共施設の複合化の可能性を検討する必要があります。

都市計画マスタープランや公共施設等管理計画、庁内検討委員会等での検討方針に基づき、今後集約・複合化の検討対象になると考えられる施設を「関連施設」と位置づけ、その現状と課題を整理します。

（１）市の施設

■ 本庁舎北別館

< 施設外観 >		< 基本情報 >	
		施設分類	行政系施設
		所在地	橋本市東家 1-1-1
		所管課	総務部総務課
		延床面積	390 m ²
		構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上 1 階建て
		建設年度	昭和 42 年度
< 配置部署 >			
・ 総務部（環境美化センター）、統計調査本部			
< 他の公共施設機能 >			
なし			
< 現在の利用状況・課題 >			
・ ゴミ持込の受付窓口として利用している。 ・ ゴミに関する相談等の受付窓口が整備されていない。 ・ 施設が老朽化している。			
< その他特筆事項 >			
・ 現在実施しているゴミ持込スペース（ゴミの一時保管場所含む）と受付窓口が今後必要。 ・ ゴミ収集車両駐車スペース、洗車施設等の整備が必要（公用車管理上の洗車・排水施設）。 ・ 本庁舎とは別棟で通路に屋根等もない。			

■ 上下水道庁舎

< 施設外観 >		< 基本情報 >	
		施設分類	行政系施設
		所在地	橋本市東家 1-1-1
		所管課	上下水道部水道経営課
		延床面積	458 m ²
		構造・階数	鉄骨造・地上 2 階建て
		建設年度	平成 27 年度
< 配置部署 >			
- 上下水道部（水道経営課、水道施設課、下水道課） - 水道サービスセンター			
< 他の公共施設機能 >			
なし			
< 現在の利用状況・課題 >			
- 上下水道部の執務スペース及び水道サービスセンターとして利用している。 - 来庁者や公用車の駐車スペースが不足している。 - 会議室や独立した更衣室の確保が必要。 - 書庫スペースが不足している 2 階へは階段のみでバリアフリー化されていない。			
< その他特筆事項 >			
本庁舎とは別棟で通路に屋根等もない。			

■ 教育文化会館

< 施設外観 >		< 基本情報 >	
		施設分類	市民文化系施設／社会教育系施設
		所在地	橋本市東家 1-6-27
		所管課	教育委員会中央公民館
		延床面積	6,270 m ²
		構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上 5 階建て
		建設年度	昭和 50 年度
< 配置部署 >			
- 教育長室 - 教育総務課、学校教育課、生涯学習課 - 教育委員会事務局			
< 他の公共施設機能 >			
- 職員労働組合事務所 - レストラン - 中央公民館（2～4 階）大ホール、研修室、聴視覚室、幼児室、展示室 - 図書館（5 階）			
< 現在の利用状況・課題 >			
- 貸室、職員による会議室の利用状況について（整理中） - 老朽化による雨漏りが深刻。 - 教育委員会部局が本庁舎と別棟にある。			
< その他特筆事項 >			
本庁舎とは 2 階連絡通路で接続している。			

■ 橋本市民会館

< 施設外観 >		< 基本情報 >	
		施設分類	市民文化系施設
		所在地	橋本市東家 1-6-27
		所管課	総務部総務課
		延床面積	2,352 m ²
		構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上 2 階建て
		建設年度	昭和 43 年
< 配置部署 >			
なし			
< 他の公共施設機能 >			
大ホール、ギャラリー、会議室、和室 等			
< 現在の利用状況・課題 >			
- 令和 7 年 3 月に閉館。 - 職員による会議室の利用状況について (整理中)			
< その他特筆事項 >			
- 公共施設等総合管理計画の管理方針において、機能廃止が示されている。 - 本庁舎とは 2 階連絡通路で接続している。			

■ 保健福祉センター

< 施設外観 >		< 基本情報 >	
		施設分類	保健施設
		所在地	橋本市東家 1-3-1
		所管課	健康福祉部福祉課
		延床面積	5,887 m ²
		構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上 3 階建て
		建設年度	平成 24 年度
< 配置部署 >			
- 健康福祉部（福祉課、介護保険課、いきいき健康課（地域包括支援センター）、こども課、家庭教育支援室） - こども家庭センター(旧：子育て世代包括支援センター)			
< 他の公共施設機能 >			
- 集団指導室、遊戯室、屋外遊技場、多目的ホール、調理室、栄養指導室 - いきいきルーム - 市民活動サポートセンター - ファミリーサポートセンター - 社会福祉協議会事務局 - 伊都地方休日急患診療所、伊都地方休日患者歯科診療所 - 橋本・伊都障がい者相談支援センター - 更生保護サポートセンター紀北伊都			
< 現在の利用状況・課題 >			
- 本庁舎と別棟のため、市民や利用者の利便性に課題がある。 - 職員の移動の有無について (整理中)			
< その他特筆事項 >			
本庁舎の敷地から道路を挟んだ別敷地に立地している。			

(2) 市以外の施設

現在調整中

※国・県施設で複合化意向が前向きなもの、検討対象となる施設・機能に関して、前項と同様に基本的な情報を整理予定